

# 永寿総合病院感染対策指針

## 目的

この指針は、公益財団法人ライフ・エクステンション研究所附属永寿総合病院（以下「病院」という。）における、感染防止および感染制御についての基本的な考え方を定め、もって安全で良質な医療環境を提供することを目的とする。

## 1. 感染対策に関する基本的な考え方

感染症発生の際は、感染拡大防止のために速やかに原因を特定し、その制圧と終息を図ることが重要である。全職員は、感染防止対策を把握し、病院の理念に沿った医療の提供に努めなければならない。

## 2. 感染対策のための組織および体制

- ・ 病院長は、次に掲げる者を任命し、または部門を設置する。
  - ①感染対策に係る最高機関としての感染防止委員会（Infection Control Committee : ICC）
  - ②感染対策の具体的活動の中核的な役割を担うための部門としての感染制御部
  - ③感染制御部を代表する者としての感染制御部長
- ・ 病院長は、掲げる部門の運営に係る事項を定める。

## 3. 感染対策のための職員研修

- ・ 病院長は、感染防止対策について全職員に対する研修を行う。
- ・ 病院長は研修の運営に係る事項を定める。

## 4. 感染症の発生状況報告

- ・ 病院長は、耐性菌および市中感染症等の院内発生に伴う感染拡大を防止するために、感染症に関する事項について全職員に速やかに周知する。
- ・ 病院長は、院内における感染症の発生状況を、感染防止委員会および所属長会議において報告する。
- ・ 病院長は、前二項の周知および報告を、感染制御部部长に行わせることができる。

## 5. アウトブレイク発生時の対応

- ・ 病院内のある部署において、ある一定期間に予想以上の頻度で感染症が発生する事態（以下「アウトブレイク」という。）が生じた場合、その部署の職員は、直ちに感染制御部に連絡する。
- ・ 感染制御部部长は、アウトブレイクの状況を把握し、病院長、感染対策委員会、およびその他関係部署に報告する。
- ・ 感染制御部部长は、感染対策委員会、医療安全管理室、アウトブレイク発生部署の職員、およびその他感染症対策に関する部門と協力し、速やかに原因を特定し、終息に向けた対策を立案して

実施する。

- ・感染制御部部長は、立案されたアウトブレイクの対策を全職員へ周知する。
- ・全職員は前項の対策を実施しなければならない。
- ・全職員はアウトブレイク発生調査、対策の立案および実施に際しては、個人情報保護に十分に注意する。

## 6. 患者への情報提供と説明

- ・病院長は、患者およびその家族が本指針を閲覧できるように努める。
- ・全職員は、患者およびその家族に対して、感染防止の意義および基本手技（手指衛生、咳エチケット等）について説明し、感染防止に関する協力を求める。

## 7. 職員の責務

- ・全職員は、定期健康診断を年 1 回以上受診し、自らの健康管理に留意する。
- ・全職員は、自らが感染源とならないため、血清抗体価の検査およびワクチン接種等に関して、病院の方針に従い、感染防止に努める。
- ・全職員は、感染対策徹底のためのマニュアルを遵守する。

## 8. 改廃

- ・本指針の改廃は、感染防止委員会の議決を経て、病院長が決定する。

2007年4月1日 作成

2007年7月1日 改訂

2015年4月 改訂